

自動販売機設置 仕様書

1 設置場所及び面積

施設名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
阿久比町役場 庁舎	知多郡阿久比町 大字卯坂字殿越50	庁舎棟 3階 リフレッシュスペース	1.8 m ²	1台

※この貸付場所は一般来庁者の利用は出来ません。利用者は職員のみを想定して下さい。庁舎の職員数は、約200名です。(嘱託・臨時職員含む)

※貸付面積には、容器回収ボックス設置部分を含みます。また、自動販売機の機種によっては、設置場所までの搬入経路、給水方法、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障があることも懸念されますので、支障がないようお願いいたします。

2 貸付期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで5年間。(更新なし)
設置作業は、協議の結果、こちらが許可した日時で行うものとします。

3 自動販売機の設置条件

(1) 許可等の形態と期間

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産である建物の一部を貸付けます。貸付期間は5年間とし、契約期間満了後は、更新せず、新たに公募を行うものとします。

(2) 自動販売機の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

- ① 省エネルギー対応やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- ② 「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。

- ③ 「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。
- ④ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。また、最新の紙幣、硬貨に対応すること。なお、キャッシュレス決済については対応することを希望します。
- ⑤ カップ式専用かつ蓋付きで、ホット&コールドの数種類の飲料を取り扱う水道直結方式の自動販売機とすること。給水設備は設置場所に立上げ配管施工済みである。
- ⑥ 容器への蓋は、火傷などの不用意な事故を防ぐため、購入者が自らかぶせるのではなく、自動的に機械が蓋をすることを希望します。

(3) 設置及び利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ① 貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転借しないこと。
- ③ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間及び経路については、阿久比町の指示に従うこと。
- ④ 本件の自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに阿久比町に報告すること。

(4) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ① 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済

み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。

- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- ⑤ 自動販売機の故障や問い合わせについては、24 時間対応可能な連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

4 販売商品の種類・価格

(1) 販売品目

- ① 販売品目にはコーヒーを含み、ドリップ抽出機能を備えた挽きたてコーヒー（ミル付き）が提供できる機種とすること。
- ② 酒類・タバコの販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

5 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とする。

ただし、最低貸付料は、以下とします。

◎阿久比町行政財産の目的外使用に係る使用料条例 別表

$$1,010 \text{ 円／月} \cdot \text{m}^2 \times 1.8 \text{ m}^2 \times 12 \text{ ヶ月} \times 5 \text{ 年} = 109,080 \text{ 円（税抜）}$$

貸付料は、年度毎に阿久比町が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入していただきます。なお、貸付期間が1年に満たない年度は、年額から月割計算により算出した額とします。

6 光熱水費

設置者が自ら設置した計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により算定した額を貸付料とは別に徴収します。ただし、水道使用量の計量について、上記の方法により難しい場合は、別途協議によるものとします。

7 費用負担

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、維持管理及び計量器の設置等に要する費用はすべて設置事業者の負担（設置に伴う電気工事費等も含む。）とします。なお、設置に当たっては阿久比町の指示に従うこと。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を阿久比町に請求することはできません。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 阿久比町の責に帰することが明らかな場合を除き、阿久比町はその責を負わない。
- (2) 設置者は商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

10 その他

災害時に無料で提供するなど、契約後、災害時の取り組みについて協議を行うものとする。

(別紙) 貸付物件一覧

【販売品目】

①飲料類…お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの缶・瓶・ペットボトル等の密閉容器式の容器とすること。(紙パックは除く)

②紙パック飲料…お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの紙パック容器とすること。

③紙コップ式飲料…お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの紙コップ式とすること。

物件 番号	財産名称	所在地	設置場所	貸付 面積	台数	販売 品目	最低貸付料
1	阿久比町役場庁舎	知多郡阿久比町大字 卯坂字殿越50	庁舎棟 3階 リフレッシュスペース	1.8 m ²	1台	③ 追加 条件 あり	109,080 円

※ 自動販売機の設置台数は、貸付物件1つに対して1台とします。

※ 貸付面積には、放熱スペース、支持台、回収ボックスの設置場所等を含みます。

※ 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのため扉開放や通行等に支障がある場合も考えられます。事前に現地設置場所の確認をお願いします。

※ 設置場所の詳細は別途概要書の設置図及び現地写真を参照してください。

※ 施設の概要については、別紙自動販売機を設置する施設の概要を参照してください。

<販売品目 追加条件>

販売品目にはコーヒーを含み、ドリップ抽出機能を備えた挽きたてコーヒー（ミル付き）が提供できる機種とすること。

カップ式専用かつ蓋付きで、ホット&コールドの数種類の飲料を取り扱う水道直結方式の自動販売機とすること。